

動物時事問題特集号

動物に関する不祥事として追求されている2件。

1. 大阪府富田林市で、首輪とみられる跡のあるニホンザルを富田林署が遺失物として保管した後、動物取扱業者に引渡したとされる件で（H13.1月17.23.24.読賣新聞）、業者が実験動物卸し業務兼業の疑いがあり大阪府や市、警察に対して、市民やNGOから事実究明要請が起る。
2. 都内では、疾病治療の通院前にケージから逸走したギンギツネが、動物剥製業とも係わりがあるとされる鳥獣保護員によって致死処理されたとの報告をうけて、関係各機関に対する事態説明が働きかけられている。（H12年10月～）

神奈川県横浜地裁は、犬に吠えられ転倒し大けがをした女性が、飼い主を相手取った損害賠償請求に対して約440万円の賠償を命じた。（H13.1.30.朝日新聞）登録制が整備された飼い犬は2つの権利を持つともいわれる。1つは飼い主にカタチあるものとして生涯に渡り伴侶同然に有される権利。もうひとつは命あるものとして人との共生に配慮される権利。飼い主には、命ある犬が人との共生に配慮されることを尊重しながら、自己が犬を有することに係わる自覚や責務を果たし、習性や生理本能を理解した躰や訓練の実行が求められた。

吠え癖のある迷い犬を保護して保健所に処遇を相談した市民に対し、この事件を知った保健所員が、事故を起こす者には賠償の責任があるから速やかに処置しろなどと伝えたと、迷い犬の保護者に致死処分申請を促し即日受理した事例が千葉県であった。行政が引き取った動物に対しては生存の機会を与える処置に努めることや、犬の登録上の所有者と迷い犬保護者からの引き取り時の処遇方法の相違などの一切を保健所から知らされず、後日になって正確な知識を得た迷い犬の保護者は、保健所への引き渡しを悔やみ泣した。

佐世保市は、14年間続いたねこの捕獲器の貸出を3月までに廃止する方針を決めた。（H13.1.22.朝日新聞）地元の地域ねこ対策グループを始め、地域環境に配慮した貸出廃止の話し合いや動物愛護政策の推進要請が長い間続けられていた折、適切な廃止要請文書が他府県の動物愛護家や団体などからも提示された。

ねこの捕獲駆除致死処分は法を超えた実行措置の恐れがあるため、捕獲器の貸出を福岡県でも廃止することを表明した。しかし福岡県内の政令2都市は県とは異なる措置が行なえる。

広島県内の町役場は去年の11月ごろ、地元の愛護団体と直接話し合った末、即日ねこの捕獲処分策を改善し、その後避妊手術助成金を策定した。

人と動物が共存できる豊かな地域社会づくりをテーマにした岡山県内には、ねこの捕獲用具を貸し出して仕掛けさせている町役場などがあり、抜本対策の必要性が提起された。

静岡県ではブリーダー施設からと思われるねこの市有地への大量頭数遺棄が頻繁。（H13年1.24.静岡新聞）地元の市民グループがねこを保護したところ、伝染性腹膜炎の発生もみられたため、動物取扱業者の計画的な遺棄事件の恐れもあり、捜索依頼や地域行政への監督措置が求められている。

過去に倒産事件の渦中にあった動物製剤会社は、400頭超に上る犬猫の処遇に困窮し、結果的には市民に対処をゆだねた事例があった。多くの市民は犬たちに生存の機会を与えるため、譲渡先を求めるなどの方法で全国的に活動し、犬たちの命を守った。

しかし最近になって、当時の犬の処遇に関し、事実と異なる記名ニュースが流れているなどとし、ニュースが業務の妨げになるという理由から、法的処置をもってしてもニュースの流布を中止させようとする意志が、倒産事件時の社名のままの企業から犬猫の命を守った側に告げられた。

倒産を契機に製剤業務が停止された折、実験動物の飼養や保管に関するルールから逃れた犬たちの飼い主には、法人飼い主であっても終生に渡る適正な飼養の努めがあるとされている。動物の生命尊重、あるいは動物には命あるものであると書き加えられた法の精神を守った市民に対して企業がする法的処置が、企業が社会に対して果たす役割よりも重いことはないと思ふ。

企業は、動物は命あるものであり、人との共生に配慮する法の精神を実行することでのみ、業務の妨げになるなどとする危惧を回避できる唯一の術も持っている。（H13.1月）

愛護動物所管が総理府から環境省に統合されたことでもあり、自然環境と動物が係わる事件も多い。害獣などとして保護されたサルやそのほかの多数のサルを実験動物に横流しした事件に関しては、命はあるが口の聞けない動物に成り変わって告発などができないものか、との視点にたった遵法方法を考える者たちが声をかけ始めた。動物たちは、人間とは異なるものの命あるものであることにかんがみ、動物の法に見合った適切な処遇を求めている。しかし、動物には文字が分からない。

毎日新聞はH13.12月28日、大阪淀川署が子犬の足を切断して繁華街を連れ回し、通行人からカンパを集めていた男性を動物の保護及び管理に関する法律違反の疑いで取り調べ書類送検する方針と報道し、読売新聞ではH13.1月17日に同じ事件を動物保護法違反の疑いで書類送検した、と報道した。尚、市民から寄せられた情報では改正動物愛護法の施行後も該当の行為は繰り返されたとも伝えられたが、この件では改正動物愛護法の殺傷罰則などを解説した報道はない。また昨年末には、動物の保護や適正飼育に関する法律などと誤記した新聞記事もあった程、動物の法律の普及啓発や学習の機会は少ない。

マスコミやジャーナリスト、動物ライターなどが執筆する雑誌や書籍などのメディアのほか、テレビなどでもペットを単なる愛玩物として古い慣例に従い取り扱うほか、動物の法律の精神に基づかない監修のため、動物には命あり人との共生に配慮する適切な情報処理を実行しない事態があり、視聴者や読者に不適切な情報が流布されることがある。

ねこの擁護や愛護及び管理に努める市民団体の会員が、野良ねこへの安楽死処置を活動したなどと掲載した書籍からは、指摘に依り不確実で不用意な内容である旨の反省とお詫びが出版後に出された。また著名人などが動物に対する主義や主張を重んじるあまりに、法に基づいた確かな風潮にそぐわない内容を伝達することに対する苦言も多く、不適切な記載や放映とは知らされずに情報を得てしまう読者や視聴者は多い。自己が校閲したところ不適切な表記が認められたとし、出版後にも係わらず回収した雑誌は記憶に新しい。放映前夜に及ぶ番組内容の検証結果、番組の差し換えを断行したテレビ局からは、動物時事問題の重大さに取り組む姿勢がうかがえる。

商品不適犬の大量処遇問題をかかえたドッグショップは、新たに犬を仕入れながら営業を続けている。動物保護団体とは異なるとする活動家グループが譲渡先探しなどを一手に決行していることもあり、商品不適犬の数は現地畜犬舎から激減した。

動物保護団体や動物愛護を思うものが山梨県に要請している、商品不適犬を含む全頭一括抑留後の民間シェルター移設計画と動物取扱業の責務追求は不問とされ、当初から危惧された事業がらみの関係者間訴訟問題が深刻な事態に展開する恐れも懸念され始めている。(平成13.2月)

【新聞記事より / 動物愛護ネットワークKOCHI・高知】

兵庫県在住の御夫婦から同会代表に、高知の龍馬記念館で見つけた灰色で毛のふさふさした野良猫を引き取る方法はないものか、と届いたメールをもとに同記念館に探しに行ったところ、偶然にもその猫が近くの木から降りてきた。大喜びの御夫婦のもとへ空輸され、リョウマと名付けられたが「野良猫として暮らした日々を思うと切ない。高知に行って良かった。」とメールが届いた。「観光地には遺棄ねこ(遺棄違反の罰金30万円)が多い、えさを与える人は不妊治療をするか引き取るべき。ねこを捨てるのは大きな罪。リョウちゃんは運がいい。捨て猫の多くは不幸な死に方をする。」などのほか、同会代表が紙面で動物愛護の啓発を語った。(平成13年1月9日 / 高知新聞)

増え続ける捨て猫、犬やペットの安楽死処分に歯止めをかけようと、土佐電鉄のカラー電車車両の側面に、同会が避妊去勢の訴えをペインティング。「捨てないで、動物の命と優しい心」「あなたの家族として十年以上愛情と責任がもてますか」などの文字と小学校児童が描いた動物愛護の絵をペイント。車内には児童の作品を展示。企業広告以外では初の試み。(平成12年9月 / 読売新聞)

ファックスニュースのインターネット.pdfファイルを近日掲載予定 <http://nyanko.circle.ne.jp/pdf/news9.pdf>

AWN会員からこのファックスをお知り合いの皆さまに転送していただく際に、その旨のご連絡は不要です。AWN連絡会にご参加がお済みでない場合にはお知らせください。動物時事問題などに関する新聞切り抜き記事などをお寄せください。このファックスが不要の際や、不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までこの用紙にチェックの上返信いただくと幸いです。ご連絡 / 返信先Fax.03-3350-6440 NPOねこだすけAWN連絡会係